

静岡県人事委員会は、特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1323

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（静岡県人事委員会規則7-264）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年静岡県条例第41号）附則第2項第1号、静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年静岡県条例第42号）附則第2項第1号及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年静岡県条例第43号）附則第2項第1号に規定する減額改</p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額</u>）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員を除く。</u>）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年静岡県条例第41号）附則第2項第1号、静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年静岡県条例第42号）附則第2項第1号及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年静岡県条例第43号）附則第2項第1号に規定する減額改</p>

定対象職員をいう。第5条第3項第5号において同じ。)であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年静岡県条例第41号。以下この項において「平成22年改正給与条例」という。)の施行の日における平成22年改正給与条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成22年改正給与条例第9条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年静岡県条例第13号)附則第7項の規定、静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年静岡県条例第42号。以下この項において「平成22年改正教職員給与条例」という。)の施行の日における平成22年改正教職員給与条例第1条の規定による改正後の教職員給与条例の規定及び平成22年改正教職員給与条例第5条の規定による改正後の静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年静岡県条例第14号)附則第7項の規定並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年静岡県条例第43号。以下この項において「平成22年改正警察職員給与条例」という。)の施行の日における平成22年改正警察職員給与条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定及び平成22年改正警察職員給与条例第3条の規定による改正後の静岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年静岡県条例第15号)附則第6項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

(6) 前項各号に定める日が平成23年4月1日

定対象職員をいう。)であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年静岡県条例第41号。以下この項において「平成22年改正給与条例」という。)の施行の日における平成22年改正給与条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成22年改正給与条例第9条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年静岡県条例第13号)附則第7項の規定、静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年静岡県条例第42号。以下この項において「平成22年改正教職員給与条例」という。)の施行の日における平成22年改正教職員給与条例第1条の規定による改正後の教職員給与条例の規定及び平成22年改正教職員給与条例第5条の規定による改正後の静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年静岡県条例第14号)附則第7項の規定並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年静岡県条例第43号。以下この項において「平成22年改正警察職員給与条例」という。)の施行の日における平成22年改正警察職員給与条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定及び平成22年改正警察職員給与条例第3条の規定による改正後の静岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年静岡県条例第15号)附則第6項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

(6) 前項各号に定める日が平成23年4月1日

から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第47号）附則第2項第1号、静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第49号）附則第2項第1号及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第50号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。第5条第3項第6号において同じ。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第47号。以下この項において「平成23年改正給与条例」という。）の施行の日における平成23年改正給与条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成23年改正給与条例第4条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第13号）附則第7項の規定、静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第49号。以下この項において「平成23年改正教職員給与条例」という。）の施行の日における平成23年改正教職員給与条例第1条の規定による改正後の教職員給与条例の規定及び平成23年改正教職員給与条例第2条の規定による改正後の静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第14号）附則第7項の規定並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第50号。以下この項において「平成23年改正警察職員給与条例」という。）の施行の日における平成23年改正警察職員給与条例第1条の規定による

から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第47号）附則第2項第1号、静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第49号）附則第2項第1号及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第50号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第47号。以下この項において「平成23年改正給与条例」という。）の施行の日における平成23年改正給与条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成23年改正給与条例第4条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第13号）附則第7項の規定、静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第49号。以下この項において「平成23年改正教職員給与条例」という。）の施行の日における平成23年改正教職員給与条例第1条の規定による改正後の教職員給与条例の規定及び平成23年改正教職員給与条例第2条の規定による改正後の静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第14号）附則第7項の規定並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第50号。以下この項において「平成23年改正警察職員給与条例」という。）の施行の日における平成23年改正警察職員給与条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定及び

改正後の警察職員給与条例の規定及び平成23年改正警察職員給与条例第2条の規定による改正後の静岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第15号）附則第6項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

- 4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(特地勤務手当に準ずる手当)

第5条 (略)

- 2 給与条例第12条の3第1項等の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める

平成23年改正警察職員給与条例第2条の規定による改正後の静岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第15号）附則第6項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

- 4 次の各号に掲げる職員（定年前提任用短時間勤務職員を除く。）に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第5条 (略)

- 2 給与条例第12条の3第1項等の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める

日。以下この条及び第11条において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

(表略)

3 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

第6条 (略)

2 給与条例第12条の3第2項等の規定により給与条例第12条の3第1項等の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、新たに特地方公署又は準特地方公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地方公署又は準特地方公署に該当することとなつた日(以下「指定日」という。)前3年以内に職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者から人事交流等により引き続き給

日。以下この条及び第11条において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額(定年前提任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額)に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

(表略)

3 次の各号に掲げる職員(定年前提任用短時間勤務職員を除く。)に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 任期付短時間勤務職員 前項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年静岡県条例第8号)第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第6条 (略)

2 給与条例第12条の3第2項等の規定により給与条例第12条の3第1項等の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものとする。

- (1) 地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用（地方公務員法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの
- (2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前3年以内に職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの
- (3) 地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、給与条例第12条の3第2項、教職員給与条例第13条の3第2項及び警察職員給与条例第12条の3第2項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの
- (4) 地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に給与条例第12条の3第1項又は第

3 給与条例第12条の3第2項等の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項（同条第3項及び第11条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第3号において同じ。）並びに第11条第2項の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) (略)

(3) 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動し

2項、教職員給与条例第13条の3第1項又は第2項及び警察職員給与条例第12条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

3 給与条例第12条の3第2項等の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第1号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日又は地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項（同条第3項及び第11条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第5号までにおいて同じ。）並びに第11条第2項の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) (略)

(3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日又は地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署

<p>たものとした場合に前条第1項及び第2項並びに第11条第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p>	<p>に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに第11条第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(4) <u>前項第3号に規定する職員</u> 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(5) <u>前項第4号に規定する職員</u> 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額</p> <p>(6) <u>前項第5号に規定する職員</u> 別に人事委員会が定める期間及び額</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(改正後の特地勤務手当等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号。次項において「令和4年改正条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次項、第3項から第6項までにおいて「暫定再任用職員」という。）は、地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（第4項及び第5項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項から第4項まで並びに第5条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員に対する改正後の規則第6条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項第1号中「地方公務員法第22条の4第1項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第2号から第4号まで並びに同条

第3項第1号及び第3号中「地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 4 改正後の規則第6条第2項第1号及び第2号の規定は、令和7年4月1日以後に令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定（以下この条において「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 5 改正後の規則第6条第2項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 6 改正後の規則第6条第2項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた給与条例第12条の3第1項又は第2項、教職員給与条例第13条の3第1項又は第2項及び警察職員給与条例第12の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

（令和10年3月31日までの間における特地勤務手当と地域手当との調整に関する経過措置）

- 7 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間における特地勤務手当等に関する規則第4条の規定の適用については、同条中「地域手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-938）別表」とあるのは「地域手当に関する規則の一部を改正する規則（静岡県人事委員会規則7-1315）附則別表」と、「給与条例第10条の2、教職員給与条例第11条の2及び警察職員給与条例第11条の6」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第9号）附則第5項、静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第10号）附則第5項及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第11号）附則第5項」とする。